

職員の懲戒処分について

宮津与謝消防組合消防本部では、地方公務員法第 29 条の規定に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

■処分の概要

○被処分者及び処分内容

所属	職名	氏名	年齢	性別	処分内容
宮津与謝消防組合消防本部 (総務課付け)	消防士長	もりぐち ゆうき 森口 祐樹	34 歳	男	免職

○処分発令日

令和 6 年 10 月 31 日 (木)

○処分の理由

地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当

○事案概要

令和 3 年 9 月公務所内で盗撮を行ったとして、京都府迷惑行為等防止条例違反の容疑で令和 6 年 8 月 21 日に逮捕され、令和 6 年 9 月 5 日に起訴されたもので、同事実及び余罪についても認めているもの

■その他の処分

上記の懲戒処分に関連して、令和 6 年 10 月 31 日付けで、管理・監督の責任者である消防長について嚴重注意処分を行った。

■消防長（堀井信哉）コメント

被害に遭われた方およびそのご家族ならびに関係者の皆様に心よりお詫びを申し上げます。また、住民の皆様の安全と安心を守る立場にある消防職員が、このような事件を起こしたことを重ねて深くお詫び申し上げます。

今後、自らが率先して服務規律の遵守と綱紀肅正の徹底を図るとともに、再発防止と職員の意識改革に取り組み、住民の皆様の信頼回復に全力で努めてまいります。